

**次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般財団法人米子市文化財団 一般事業主行動計画**

職員が各自の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

令和7年3月21日策定

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 職員1人あたりの各月ごとの所定時間外労働の10%以上削減

[取組内容] 令和7年4月～

- 月2回のノー残業デーの設定確認、職員への周知、所属長による定時退勤を呼びかける。
- 超過勤務命令の事前申請・事前命令を徹底する。
- 職員の所定外労働時間を適切に把握し、繁忙期及び時間外労働の多い職員がいる場合に、所属長による業務調整を行う。

目標2 育児や介護に関する休暇及び休業の取得促進

妻の出産休暇について、目標取得率を100%とする。

[取組内容] 令和7年4月～

- 育児・介護休業法及び財団規程に基づく諸制度の周知、情報提供を改めて行う。
- 配偶者妊娠時の所属長への申出を促進する。
- 子の養育や介護について職員からの申出時に、所属長から取得を働きかける。
- 育児休業等からの復帰時期や復帰後の働き方について、管理職員と情報を共有し、復帰後育児を行いながら円滑に業務に従事できる環境づくりに努める。